

忠岡町レベルアップ支援補助金について



忠岡町では、**本町在住の満15歳以上の方※1**（以下、「在住者」という。）又は**町内事業所に勤務する方※1**（以下、「在勤者」という。）が希望する職業や就労に適した技能や資格（以下、「資格等」という。）を習得した際の受験料又は検定料の一部に対して補助金を交付します。

《補助対象者》

- **在住者**…忠岡町に住民票がある方
- **在勤者**…町内事業所へ勤務される**正社員の方**



※業務上必要となり取得した資格等に限りませう。
※在勤者が資格等を取得した場合、**申請者は在勤者を雇用している事業者**となります。



※1：年度当初となる4月1日時点で満15歳以上、満65歳未満の方に限りませう。

※2：**資格等取得後6ヶ月以内**に申請が必要でせう。

※3：同一年度内に申請できる件数は、在住者・事業者を問はず2件までとせう。

※4：他の補助制度（ハローワークの職業訓練受講給付金、大阪府の母子・父子・寡婦福祉資金など）を活用している場合は、補助対象外でせう。

《対象となる資格等》

- **国家資格及び技能検定に合格した場合**
例）保育士、介護支援専門員、大型自動車運転免許、調剤事務検定など
- **公的・民間資格で研修等の修了が資格と同等と考えられる技能を習得した場合**
例）NSCA認定資格、ダイヘン溶接機など



ただし… 普通自動車及び原動機付等の二輪車の免許並びに
実用英語技能検定3級以下に相当する語学検定は、対象外でせう。

《補助金額》

- 国家試験、各種技能検定等のための受験料又は検定料の3分の2の額
(上限3万円、千円未満切捨て)

補助対象外の例 医療関係技術者養成学校（看護師学校など）の授業料、
資格学校の授業料、通信教育費用、参考書代など



つまり…資格を取得するにあたり**必須となる受験料又は検定料**が対象になります。

《申請書類》

- ① 交付申請書（在住者が申請：様式第1号、事業者が申請：様式第2号）
- ② 受験料等を明らかにする書類（領収書等※領収書等がない場合は、受験要領の写しなど）
- ③ 資格等の取得（修了）が証明できる書類（合格証書、合格通知書、免許証等）
- ④ 町税の納税証明書（未納がない証明書）
- ⑤ 資格等を取得した在勤者を雇用していることが証明できるもの
(雇用保険事業所別被保険者台帳の写し等)

※在住者が申請の場合：①～④の書類が必要 事業者が申請の場合：①～⑤の書類必要

《手続き》

